

# 令和6年12月2日以降 保険証の新規交付はありません

医療機関等の受診は原則、「マイナ保険証」(※)で行うことになります。

(※)「マイナ保険証」：健康保険証として利用できるよう本人が登録したマイナンバーカード



## 1. 「マイナ保険証」を利用することができない方 に対しては、『資格確認書』が交付されます。

「マイナ保険証」を利用できない特別の理由がある方に交付されます。現在、健康保険証をお持ちの方で、「マイナ保険証」を保有されない方には、令和7年11月頃にお渡しします。(下記 Q3)

## 2. 国に登録された資格情報を確認していただくため、 加入者全員に『資格情報のお知らせ』を交付します。

資格情報(マイナンバー含)が国のシステム登録されたことが確認された方に交付されます。

## 3. 現在『健康保険証』をお持ちの方は、経過措置 として令和7年12月1日までの間、利用することが できます。

 **三菱地所健康保険組合にご加入されている方は  
以下のQ & Aを必ずご確認ください。** 

### Q1. 『資格確認書』って何のこと？

A. 『資格確認書』は、「マイナ保険証」を利用することができない方に対して交付されるものです。「マイナ保険証」と比べて有効期限や機能の制約がありますが、従来の保険証と同様の機能を有し、医療機関で保険診療を受ける際、健康保険の加入資格の証明(資格確認)ができます。この『資格確認書』は、当健保組合への加入時には、ご本人からの申請に基づいて交付されますが、有効期限が切れた際や「マイナ保険証」をお持ちでない(「マイナ保険証」として機能していない場合)ことが国から提供される登録状況データにより確認できた際には健保組合が職権で交付する場合があります。

当組合が交付する『資格確認書』は、(カード大に切り取れる(青色着色部分)仕様となっておりますので、ご携帯いただくことをお勧めいたします。

### Q2. 『資格情報のお知らせ』って何のこと？

A. 現在、医療機関では皆さんの健康保険の加入資格を国が管理するオンライン資格確認システムで確認しています。皆さんの資格情報の登録は健保組合が行いますが、国の通達等に基づき、登録された情報を加入者ご自身でも確認・把握していただくことを目的として、国へのデータ登録完了後、『資格情報のお知らせ』を交付しています。ただし、この『資格情報のお知らせ』のみでは、医療機関を受診することはできません。ご利用が想定されるケースとしては、医療機関の事情等により、「マイナ保険証」の読み取りができないなどの例外的な場合に、この『資格情報のお知らせ』を「マイナ保険証」とともに提示することにより受診可能になります。

また、当組合が提携する人間ドックなどの施設のご利用や各種給付金の申請の際に、健康保険の記号・番号などが必要となることがございます。そのため、『資格情報のお知らせ』は大切に保管していただくようお願いします。

(カード大に切り取れる(白色)仕様となっておりますので、ご携帯いただくことをお勧めいたします。

### Q 3. 現在、『健康保険証』をもっていますが、廃止後はどうすればいいの？

A. 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律等の改正、施行により、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規交付ができなくなりますが、**現在健康保険証をお持ちの方（令和6年12月1日までに保険証が交付された方）**については、経過措置期間があり、令和7年12月1日までの1年間はそのまま使用することが可能となります。ただし、その間に健康保険証を紛失したり、資格情報の変更などがあった場合には、「マイナ保険証」（または、資格確認書）により受診していただくこととなります。また、経過措置期間以降は、法律により保険証は無効となるため、保険証の回収は行いませんが、廃棄等については、ご自身の管理下で実施していただきますようお願いいたします。

また、経過措置期間以降、「マイナ保険証」を保有されないことが想定される方には、健保組合から**『資格確認書』（Q1）**が職権交付されます。（経過措置終了前の令和7年11月頃にお勤めの会社を通じ（任意継続被保険者には郵送）お渡しします。）

現在、「健康保険証」をお持ちの方で、「マイナ保険証」をお持ちでない方については、下記のQ & Aなどもご覧いただき、経過措置期間内の「マイナ保険証」への切り替えをお勧めいたします。

### Q 4. 『マイナ保険証』を使うためには事前に手続きが必要なの？

A. **医療機関にマイナンバーカードを持参するだけで大丈夫です。**保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

マイナンバーカードの申請はこちらの2次元コードからでもできます →



### Q 5. 『マイナ保険証』で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

A. マイナポータル（マイナンバーカードでログインする行政手続のオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、資格取得時などに当組合が発行する**『資格情報のお知らせ』（Q2）**でご確認いただけます。※マイナポータルへのログイン方法は

### Q 6. 安全性は大丈夫？

A. 当組合では資格情報の点検を行い、マイナンバーが正確に登録されていることを確認しています。また、人為的なミスなどによる誤登録は国のシステムにより自動的に探知され、資格情報の閲覧が停止される仕組みが備わっています。

### Q 7. 高齢受給者証などの他の証書はどうなるの？

A. 各証の情報は**『マイナ保険証』**に統合されます。ただし、**『資格確認書』（Q1）**をご利用の方には、従来どおり各証（高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証）を交付します。

また、自治体が発行する「医療証」の取扱いは自治体にご確認ください。

**三菱地所健康保険組合**

